

沖縄県における 「津波災害警戒区域」 の指定について

Q.9	津波災害警戒区域の範囲はどこで確認することができるのか？
A.9	津波災害警戒区域指定範囲を示す図面については、沖縄県海岸防災課のWebページにて確認できるほか、沖縄県庁（海岸防災課）、その区域が位置する県の土木事務所及び、市町村の担当窓口にて閲覧できます。
Q.10	津波災害警戒区域に指定されると、土地利用に規制がかかるのか？
A.10	津波災害警戒区域内には、土地利用や開発行為等に規制はかかりません。
Q.11	津波災害警戒区域の指定は変更や解除があり得るのか？
A.11	津波の断層モデルの新たな知見が得られた場合や地形的条件が変化したこと等により、津波浸水想定が見直された場合などは、津波災害警戒区域の見直しを行うことがあります。

リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

沖縄県における津波災害警戒区域について（沖縄県 海岸防災課）

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/tsunamikeikaikuiki.html>

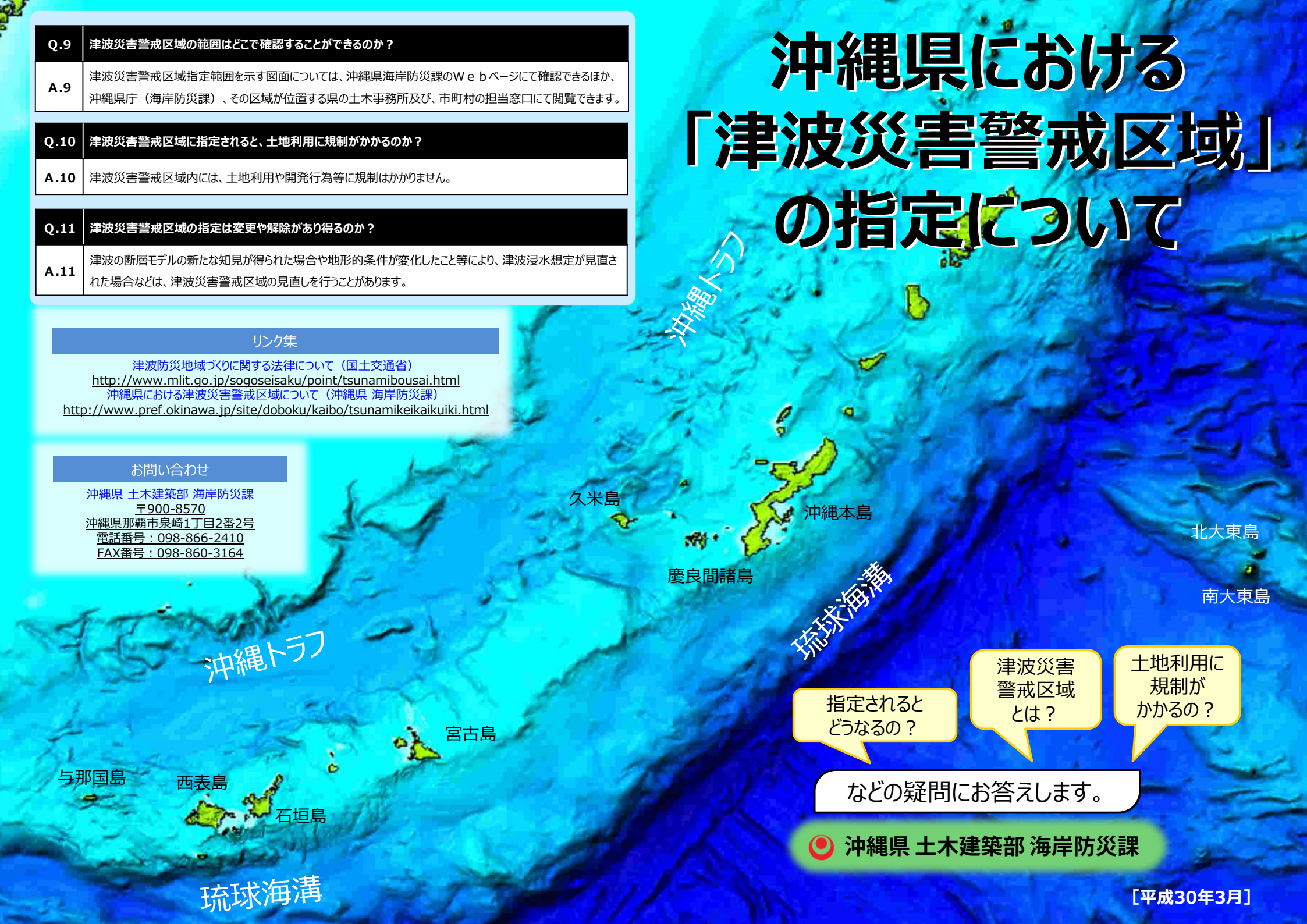
お問い合わせ

沖縄県 土木建築部 海岸防災課
〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号：098-866-2410

FAX番号：098-860-3164



指定されると
どうなるの？

津波災害
警戒区域
とは？

土地利用に
規制が
かかるの？

などの疑問にお答えします。

◎ 沖縄県 土木建築部 海岸防災課

[平成30年3月]

Q.1	津波防災地域づくりに関する法律（津波法）とは？
A.1	平成23年3月の東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとかして人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的とし、平成23年12月に施行された法律です。

